

## 補助金等に関する公文書の保存期間

	公文書の類型	保存期間	
国 (ガイドライン)	補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	
島根県	補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により交付の対象等を定めるための決裁文書	10年	
熊本県	補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付等の記録に関する事項	制度の廃止の日に係る特定日以後5年	
	補助金、助成金、交付金、奨励金等の制度の創設、変更又は廃止の決定及びその経緯	制度の廃止の日に係る特定日以後5年	
	補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びにその経緯	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	
鳥取県	1 補助金に関する要綱、要領等制度の制定又は改廃の決定及びその経緯に関する文書で、10年を超えて利用することが見込まれるもの 2 補助金の執行の決定及びその経緯に関する文書で、10年を超えて利用することが見込まれるもの	30年	
	1 補助金に関する要綱、要領等制度の制定又は改廃の決定及びその経緯に関する文書で、10年を超えて利用することが見込まれないもの 2 補助金の執行の決定及びその経緯に関する文書で、10年を超えて利用することが見込まれないもの	10年	
香川県	補助金等の交付の要件等に関する行政文書その他補助金等の交付等に関する行政文書で歴史資料として特に重要なもの	30年	
	補助金等の交付の要件等に関する行政文書その他補助金等の交付等に関する行政文書で歴史資料として重要なもの（（1）に掲げるものを除く。）	10年	
	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）又は香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の適用を受ける補助金等に関する行政文書で特に重要なもの（長期にわたり財産の処分の制限を受けるものに限り、（1）及び（2）に掲げるものを除く。）	30年	
	補助金等の交付等に関する行政文書で特に重要なもの（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）	30年	
	補助金等の交付等に関する行政文書で重要なもの（（1）から（4）までに掲げるものを除く。）	10年	
	補助金等の交付等に関する行政文書（（1）から（5）までに掲げるもの及び軽易なものを除く。）	5年	
東京都	補助金等に関するもの	負担付きの寄附又は贈与に関するもの	10年
		補助金、分担金若しくは負担金の交付又は寄附金の贈与に関するもの	5年
愛媛県	貸付金、補助金等に関する文書で特に重要なもの	長期（10年を超える期間）	
	貸付金、補助金等に関する文書で重要なもの	10年	
	貸付金、補助金等に関する文書	5年	

補助金等に関する公文書の保存期間

		公文書の類型	保存期間
山形県	補助金、助成金、貸付金、出資等の制度の新設又は改廃及びそれらの重要な経緯に関する公文書		30年
	補助金、助成金、貸付金、出資等に関するもので重要なものに関する公文書		10年
	補助金、助成金、貸付金、出資等に関する公文書		5年
	補助金、助成金、貸付金、出資等に関するもので軽易なものに関する公文書		3年
滋賀県	補助金、交付金、貸付金等の制度の創設等の決定およびその経緯		制度の廃止等の日に係る特定日以後5年。ただし、重要なものにあつては、特定日以後10年
	補助金、交付金、貸付金等の交付決定等およびその経緯		交付に係る事業の終了等の日に係る特定日以後10年
高知県	国庫補助金（会計管理局が所掌するものを除く。）に関するもの	重要なもの	10年
		その他	5年
	県単補助金、交付金及び貸付金に関するもの	重要なもの	10年
		その他	5年
兵庫県	補助金等の交付に関する事務		交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年
新潟県	貸付金及び補助金に関する行政文書（要件に関するものに限る。）		30年
	貸付金及び補助金に関する行政文書（第1種文書に属するものを除き、重要なものに限る。）		10年
	貸付金及び補助金に関する行政文書（要件に関するもの及び重要なものを除く。）		5年
三重県	国庫補助金（出納局の所掌のものを除く。）に関するもの	重要なもの	10年
		その他	5年
	県単補助金、交付金及び貸付金に関するもの	重要なもの	10年
		その他	5年
群馬県	イ 補助金、助成金、貸付金及び出資等の制度の新設又は改廃及びその重要な経緯に関する公文書		30年
	ロ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関するもののうち、重要なものに関する公文書（イに該当するものを除く。）		10年
	ハ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関する公文書（イ、ロ又はニに該当するものを除く。）		5年
	ニ 補助金、助成金、貸付金及び出資等に関するもののうち、軽易なものに関する公文書		3年